記　者　提　供　資　料
2022年（令和4年）4月26日
こども局こども育成室利用担当 内線：2120　外線：918－5092

病児・病後児保育事業に係る運営法人の変更について

本市で実施している病児・病後児保育事業について、その一部を医療法人社団吉徳会 あさぎり病院に運営委託していましたが、令和４年３月末で同法人への委託が終了することとなりました。

本市における病児・病後児保育の受入れ枠を維持するため、地方独立行政法人 明石市立市民病院が新運営委託法人となり、下記の通り、病児・病後児保育事業を実施いたします。

記

１　本市の病児・病後児保育事業の概要

小学校６年生までの児童が病気やけがの発症期から、保育所や幼稚園、小学校での集団生活が可能となるまでの期間、保護者に代って安静室などの専用施設を備えた施設で保育士や看護師が児童を保育しており、市内には、東部に医療法人社団吉徳会あさぎり病院運営の「なかよし保育園」（定員３名：平成 27 年 6 月開設）、西部に医療法人双葉会西江井島病院運営の「病児保育室ふたば」（定員４名：平成 26 年 10 月開設）について、市から運営委託を行ってまいりました。

２　新たな運営法人及び開設場所等について

新運営委託法人	地方独立行政法人 明石市立市民病院
病児保育施設名称	「病児保育室　にこ」（利用定員３名）
施設住所	明石市朝霧台 3783－134　（旧　なかよし保育園病児保育室） ※市が、（医療法人社団）吉徳会あさぎり病院から、病児・病後児保育施設部分を借用します。
法人連絡先	０７８－９１２－２３２３（経営管理本部法人管理室）
利用申し込み	０７０－６８００－１２９９
運営開始日	令和４年４月２５日（月）から運営開始

３　利用方法等の詳細

別添パンフレットのとおり

持　ち　物

＜全施設共通＞
・健康保険証、こども医療費受給者証、母子手帳
・着替えの服、食事用エプロン、紙おむつ、お尻ふき、汚れた服を入れる袋
・イオン水・お茶などの水分（500ml×2 本程度）、ミルク・哺乳ビン

※お気に入りのおもちゃ、絵本、DVD 等が必要であればお持ちください。
※持ち物には名前を書いておいてください。
※アレルギー食対応が必要な場合等はお弁当をご持参ください。

＜病児保育室にこ＞
・昼食（お弁当）・コップ、はし・スプーンセット
・バスタオル２枚（シーツ用、タオルケット）、汗拭き用タオル

＜病児保育室ふたば＞
・可能であれば食べられそうなおやつ少量（1～2 回分）

明石市役所 こども育成室 利用担当 TEL：078−918−5092　FAX：078−918−5293

明石市病児・病後児保育事業

病児・病後児保育のご案内

病児･病後児保育とは

子育てと就労等の両立を支援するため、病気やけがの症状の進行が見られる時期（急性期）または症状の進行が止まり治癒に向かっている時期（回復期）にあり、保育所や放課後児童クラブ等での保育が困難な児童を、専用施設において一時的にお預かりします。保護者が勤務等の都合により、家庭で育児ができない場合に限ります。

なお、利用される場合は医療機関の受診が必要です。

対 象 と な る 疾 患

以下の病気またはけがの、急性期または回復期が対象となります。

・風邪、消化不良などの乳幼児が日常かかる疾病
・インフルエンザ、水痘、風疹などの感染症疾病
・喘息などの慢性疾患
・骨折、熱傷などの外傷性疾患

※麻疹、結核などの感染力の強い疾患の場合や、入院加療の必要がある場合等はお預かりできません。詳しくは各施設にお問い合わせください。

施　設　紹　介

明石市内に病児・病後児保育施設は２か所あります。

病児保育室にこ

定　　員	３名
対象年齢	生後６か月 ～ 小学６年生
保育時間	平日７：30 ～ 18：00 （土・日・祝、年末年始は休園）
住　　所	明石市朝霧台 3783-134
Ｔ　Ｅ　Ｌ	０７０−６８００−１２９９
アドレス	byoji.nico@gmail.com

病児保育室ふたば

定　　員	４名
対象年齢	生後６か月 ～ 小学６年生
保育時間	平日７：30 ～ 18：00 （土・日・祝、年末年始は休園）
住　　所	明石市大久保町西島 742-3
Ｔ　Ｅ　Ｌ	０７８−９４７−９７００
Ｆ　Ａ　Ｘ	０７８−９４７−９７０１

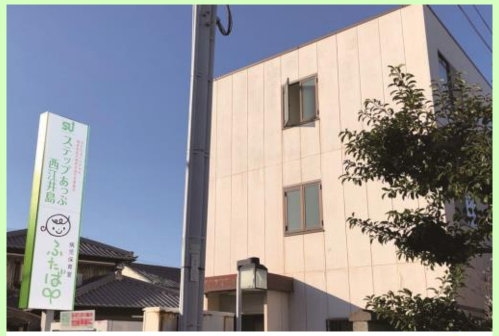

利　用　方　法

登録・お申込み・お問合せはご希望の施設に直接お願いします。

1．あらかじめ、利用を希望する施設に「利用登録申請書」を提出してください。複数の施設に登録することもできます。

利用時に提出していただいても構いません。なお、登録有効期間は登録した日の属する年度の末日までです。

2．利用を希望する日の前日までに、施設に利用が可能か確認のうえ、予約をしてください。

空き状況によっては当日予約もできます。

3．医療機関で病児保育または病後児保育の利用について「利用連絡書」の発行を受けてください。

症状によっては利用できない場合があります。また、明石市医師会に加盟していない医療機関の場合、利用連絡書の発行は有料となります。

4．利用日当日、「利用申込書」に３の「利用連絡書」を添えて施設に提出してください。

予約の時間は厳守してください。**キャンセルされる場合は必ず施設にご連絡ください。**

※必要な書類は各施設、市役所こども育成室、あかし総合窓口、各市民センター・サービスコーナー、市内の各認可保育施設・幼稚園・放課後児童クラブに備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

費　　　用

1．一日あたりの利用料

- 明石市内にお住まいですか？
  - はい → 現在、生活保護受給中ですか？
    - はい → **無料**（受給確認をさせていただきますので、受給中である旨を利用時に毎回お申し出ください。）
    - いいえ → 市民税非課税世帯ですか？
      - はい → **無料**
      - いいえ → 市民税のうち均等割のみ課税され、所得割は課税されていない世帯ですか？
        - はい → **1,000 円**
        - いいえ → **2,000 円**
  - いいえ → **3,000 円**

病児保育室にこででは、児童をお預けいただく際にいったん 2,000 円お支払いいただき、お迎え時に 2,000 円を返金します。

途中で世帯の課税状況が変わった場合は、利用時に施設にお申し出ください。

病児保育室にこででは、児童をお預けいただく際にいったん 2,000 円お支払いいただき、お迎え時に 1,000 円を返金します。

※利用日が６月 30 日以前の場合…前年度の課税状況を適用します。
　利用日が７月　１日以降の場合…今年度の課税状況を適用します。

- **課税基準日（１月１日）時点で明石市内に住民登録がある方**は、市で保有している課税情報を確認し利用料を決定させていただきますので、あらかじめご自身でご確認いただく必要はございません。
- **転入者など市で課税情報を確認できない方**は、利用料をいったん 2,000 円とさせていただきますが、非課税世帯または所得割非課税世帯に該当する場合は、原則当月中に市民税課税（非課税）証明書をこども育成室までご提出いただいた後、施設にて返金いたします。詳しい手続きについてはこども育成室にお問い合わせください。

2．医療費　自己負担分実費

児童の症状が急変した場合に、保護者がすぐにお迎えに来られないときは、施設の職員が医療機関を受診させていただきます。薬、検査で健康保険自己負担分等がある場合は保護者負担となりますので、お迎え時にお支払いください。

幼児教育・保育無償化について

令和元年 10 月 1 日から、一部の方には病児・病後児保育利用料が後日返金されます。

1．対象となる方

	0~2 歳児 （生まれてから満３歳になった後の３月 31 日まで）	3~5 歳児 （満３歳になった後の４月１日から小学校に就学するまで）
認可保育所等に通っている方 （・認可保育所 ・認定こども園の保育所部分 ・地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業））	対象外	対象外
認可幼稚園等に通っている方 （・公立幼稚園 ・新制度移行済の私立幼稚園 ・新制度未移行の私立幼稚園 ・認定こども園の幼稚園部分 ・国立幼稚園 ・特別支援学校幼稚部）	対象外 ただし満３歳のみ右の要件に該当する場合 **対象**	施設等利用給付認定(３歳以上保育)を受けていて、通っている幼稚園等の開園時間が預かり保育時間を含め１日８時間未満または年間開園日数が 200 日未満の場合 **対象**
その他の方 （・認可外保育所に通っている方 ・一時預かりを利用している方 など）	施設等利用給付認定(３歳未満保育)を受けている場合 **対象**	施設等利用給付認定(３歳以上保育)を受けている場合 **対象**

2．返金の手続き

①病児・病後児保育施設を利用し、利用料を支払います。その際に「無償化の適用を受けたい」とお伝えください。すると施設が**領収書**と**サービス提供証明書**をお渡しします。
②自治体への給付請求は３か月ごとです。請求の時期まで①の書類を大切に保管してください。
（請求の時期…4~6 月分→7 月、7~9 月分→10 月、10~12 月分→1 月、1~3 月分→4 月）
③請求の時期が来たら請求書を書き、①の書類（どちらも原本）を添えてお住まいの自治体または明石市の病児・病後児保育施設に提出します。（認可外保育所等でも園によっては提出を受け付けています。普段ご利用の保育施設にお問い合わせください。）
④後日、自治体から無償化相当額が振り込まれます。

3．詳しくは明石市ホームページで

施設等利用給付認定の受け方、返金の詳しい手続き方法などは明石市ホームページ「幼児教育・保育無償化」をご覧ください。請求書などの様式も掲載しています。

明石市　幼児教育・保育無償化　検索

そ　の　他

- 症状について詳しくお伺いする必要がありますので、施設への送迎は保護者が行ってください。
- 与薬依頼書は利用当日に施設でお渡ししますのでご記入ください。
- その他詳細は、各施設へお問い合わせください。

裏面に必要な持ち物を掲載しています